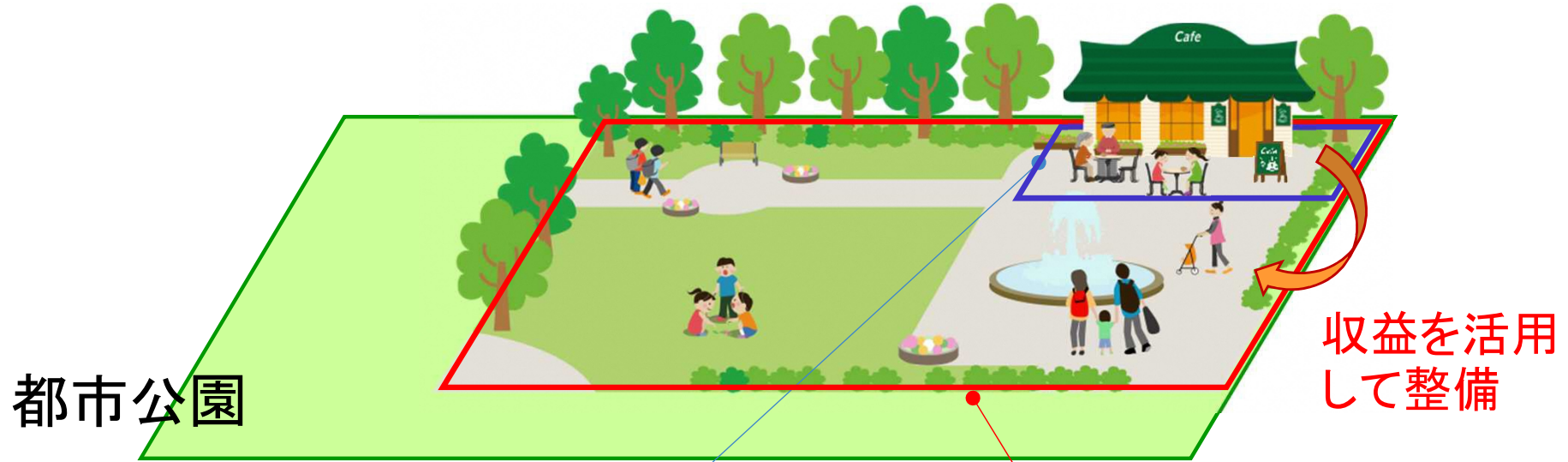


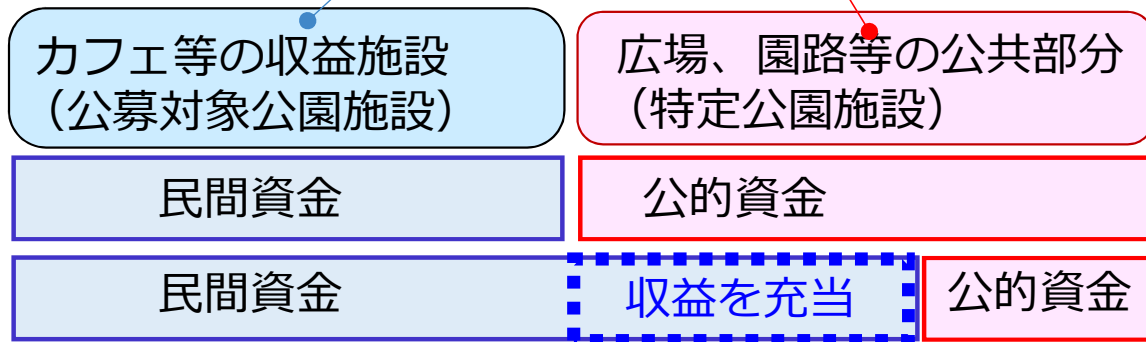
● 公募設置管理制度 (Park-PFI) の特徴

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設 (公募対象公園施設) の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設 (特定公園施設) の整備を一体的に行うこと



民間が収益施設と公共部分を一体的に整備



従前

新制度

設置管理許可期間の特例(10年→20年)

○設置管理許可の期間は最長10年 → 民間事業者が施設を設置し、投資を回収する上で、「10年」は短い場合が多く、民間が参入しづらい、簡易な施設しか設置できない等の課題有り

⇒ ○公募設置管理制度に基づき選定された事業者は、上限20年の範囲内で設置管理許可を受けることが可能 →民間の参入促進、優良投資促進

建ぺい率の特例：都市公園では、オープンスペースの確保のため公園施設の建蔽率を規定

○建ぺい率：原則2% →ただし、公園施設の種類によりこれを超えることができる

⇒ ○休養施設・運動施設・教養施設、公募対象公園施設等を設置する場合 **+10%**

※例えば、休養施設と公募対象公園施設それぞれに10%上乘せされるものではない。

(教養施設又は休養施設のうち) 以下を設置する場合 **+20%** (↑の+10%分を含む)
・文化財保護法による国宝、重要文化財、登録有形文化財 ・景観法による景観重要建造物 等

屋根付広場等高い開放性を有する建築物等 **+10%**

占用物件の特例：都市公園を占用できる物件は、法令で限定

○電柱、電線、水道管、下水道管、軌道、公共駐車場、郵便ポスト、公衆電話、災害用収容仮設施設、競技会等の催し物のために設けられる仮設工作物、標識、派出所、気象観測施設、条例で定める仮設物件 等

⇒ ○選定事業者は、以下を占用物件(利便増進施設)として設置できる
・自転車駐車場 ・地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔
→地域住民の利便の増進、事業者の収益向上による優良投資促進